

**子ども・子育て支援制度における
継続的な見える化に関する専門家会議
(第3回)**

令和5年12月18日(月)
10時00分～12時00分
於：オンライン開催

議 事 次 第

1. 開会
2. 専門家、出席者の紹介
3. 議事
 - (1) 報告・届出の期限について(第2回会議での御意見を踏まえた再検討)
 - (2) 公表の全体像について
 - (3) グループ化した集計・分析結果の公表の内容、様式、説明等について
 - (4) その他
4. 閉会

〔配付資料〕

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 資料1 | 専門家会議のスケジュールと議題(予定) |
| 資料2 | 報告・届出から公表までの期間の設定(前回議論を踏まえた整理案) |
| 資料3 | 公表の検討における前提条件 |
| 資料4 | 公表の全体像(案) |
| 資料5 | グループ化した集計・分析結果の公表のイメージ |
| 資料6 | 継続的な見える化における公立施設等の取り扱いの方向性 |

専門家会議のスケジュールと議題（予定）

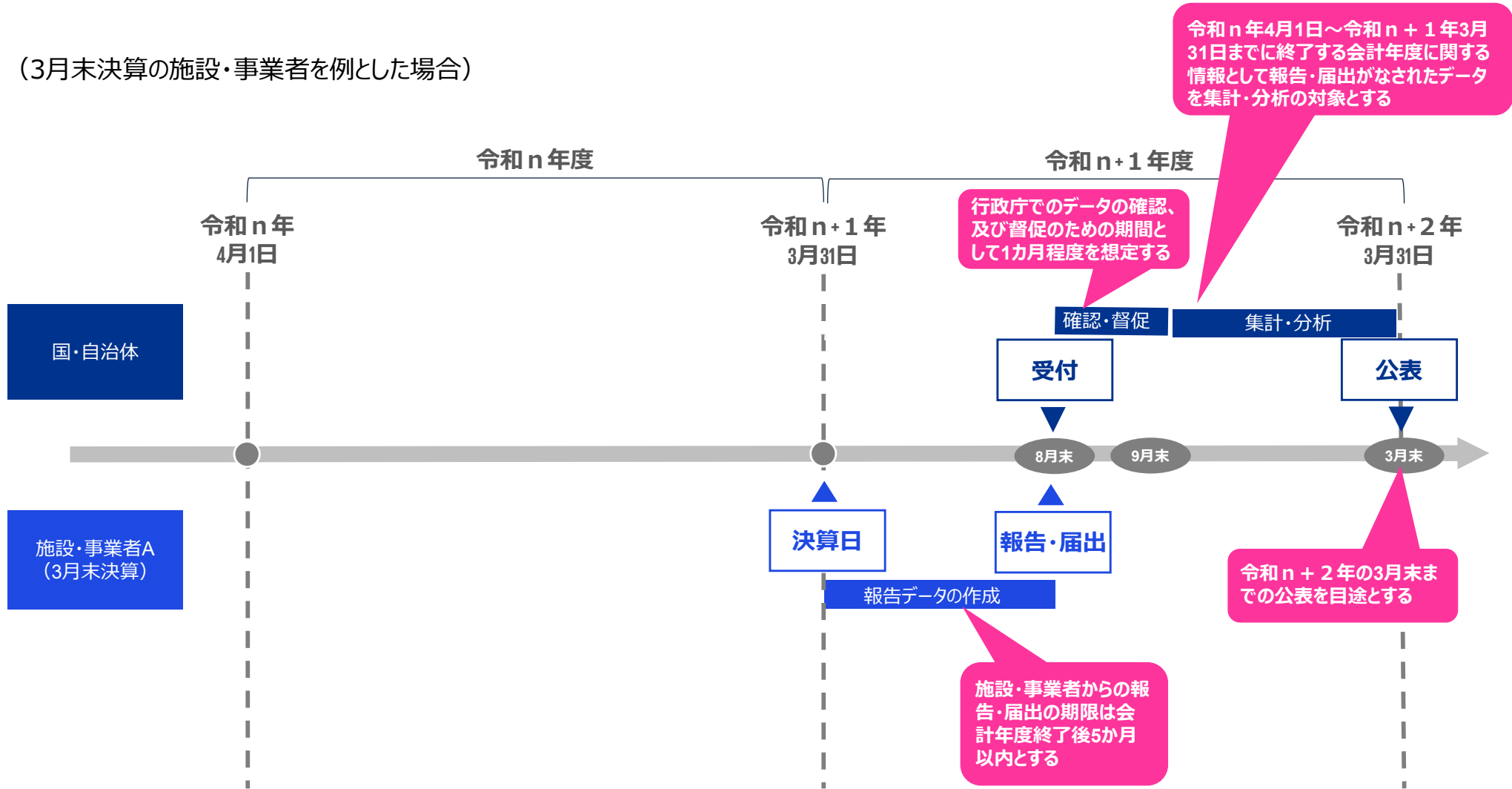
開催回	時期	議題（予定）	テーマ
第1回	令和5年11月14日	(1) 専門家会議の全体の流れについて (2) その他	キックオフ
第2回	令和5年12月5日	(1) 集計・分析の在り方について (2) 報告・届出を求める経営情報等の項目・様式について (3) 報告・届出の期限について (4) その他	データの収集 データの集計・分析
第3回	令和5年12月18日	(1) 報告・届出の期限について（第2回会議での御意見を踏まえた再検討） (2) 公表の全体像について (3) グループした集計・分析結果の公表の内容、様式、説明等について (4) その他	グルーピングした集計・分析結果の公表
第4回	令和6年1月下旬	個別の公表を求める施設・事業者の基本データ・モデル賃金等の内容、様式、説明について <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公表の目的の整理 ➢ 情報利用者とニーズの整理 ➢ 公表方法（内容、様式、説明等）の検討 ➢ 例外措置の有無、在り方の検討 	個別の施設・事業者 単位での公表
第5回	令和6年2月下旬	報告書（案）に関する協議	クロージング

報告・届出の期限等に関する主な御意見

委員	御意見
宮田 裕司 委員 (NPO法人全国認定こども園協会 理事・政策委員長)	<ul style="list-style-type: none"> ● 決算から4カ月以内というのは、妥当とは思いますが、非財務情報も財務情報も、決算書の生データではなくて多少加工したものになるため、その加工の煩雑さがどの程度かというところで、1カ月でできるのか、もう少しかかるのかは変わってくる。今の段階では何とも言えない部分があるものの、公表が3月ということであれば、施設・事業者の方にもう少し時間的余裕を与えることも検討の余地があるのではないか。
船越 啓仁 委員 (日本公認会計士協会 学校法人委員会 委員)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状、学校法人における計算書類の作成は会計年度終了後2カ月以内となっているが、今般、私立学校法の改正が検討され、令和7年度からこれが3カ月以内に伸びる。 ● 報告データを作るのにどのくらい工数がかかるのか現段階でははっきりせず、4カ月では足りないかというところはもう少し検討が必要だが、会計年度終了後4カ月を目途とするのは医療の見える化の制度とも同調したものである。
横田 綾子 委員 (一般社団法人日本こども育成協議会 副会長)	<ul style="list-style-type: none"> ● 3月決算の場合、5月末までに企業会計を締め、6月の1カ月で社会福祉法人会計ベースの資金収支等を作成し、東京都の場合は6月末までにキャリアアップの公表、財務情報の公表を行う流れになる。4～7月までは認可保育所の事務負担が集中している時期なので、もう1カ月程度の猶予を見て8月末まで（5カ月後以内）とする方が良いのではないか。 ● 決算日の属する期間で集計・分析対象データを区切るか、報告・届出日が属する期間で区切るかという論点については、決算日の属する期間でいいのではないか。
川本 寛弥 委員 (日本公認会計士協会 非営利法人委員会社会福祉法人専門員 専門委員)	<ul style="list-style-type: none"> ● 集計・分析する期間に関しては、基本的には決算日に属する期間で集計・分析するのが良いのではないか。 ● 報告期限を守らなかった場合や大幅に遅れた場合など、それを誰がチェックして、督促するか、またペナルティを設けるかなどについても論点になるのではないか。 行政庁への報告・届出について期限を大きく超過しても提出されないといったケースもあるように聞いており、このような部分についても対応を検討すべきではないか。
吉田 正幸 座長 (株式会社保育システム研究所 代表取締役)	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告・届出に係るデータ入力のインターフェースがどれだけよくできているかという要素も、施設・事業者の作業工数に影響を与える。間違った記入をした場合にはエラーチェックがなされて、速やかに訂正できるというようなシステム上の工夫でも、作業時間の短縮や作業ミスの防止が可能かと考える。

報告・届出から公表までのマイルストーン

(3月末決算の施設・事業者を例とした場合)



※なお、経営主体ごとの会計年度に応じた報告・届出を求めるため、施設・事業者の決算時期に応じてそれぞれの報告・届出の期日は異なる。
 最も早い期日：令和n年9月末（令和n年4月末決算の施設・事業者）
 最も遅い期日：令和n+1年8月末（令和n+1年3月末決算の施設・事業者）

2つの公表方法

「グルーピングした集計・分析結果の公表」と「個別の施設・事業者単位での公表」の2つの方法を併用することが、公表の基本的な方向性として示されている。

公表の方法

子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書
(該当箇所を抜粋)

Ⅲ. 4. 公表の方法について

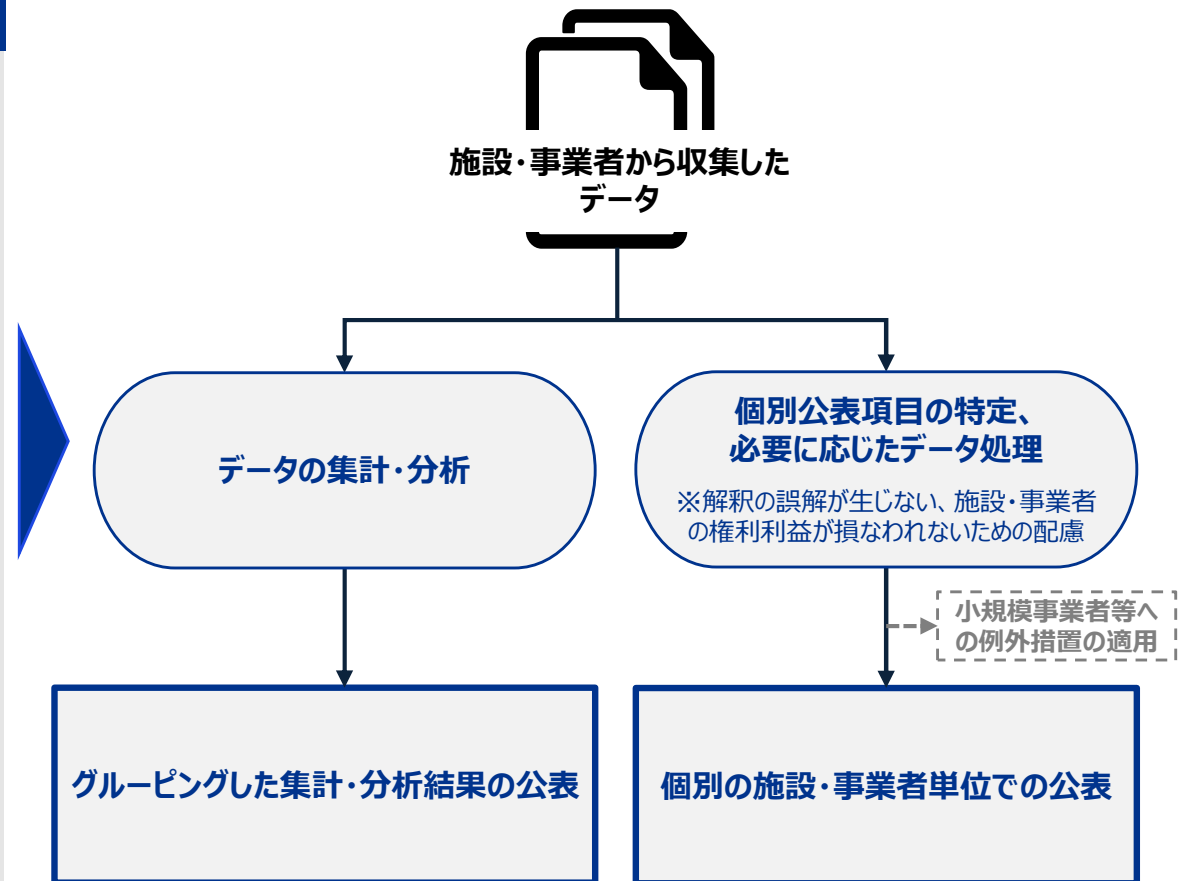
○ これらを踏まえて、国民・情報利用者にとっての分かりやすさと施設・事業者の権利利益の保護の双方に配慮する観点から、新たな制度において収集する詳細な経営情報については、原則、個別の施設・事業者単位での公表は行わず、施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などの属性に応じたグルーピングによる集計・分析の結果により、全体的な姿として公表するべきである。

○ 新たな制度においては、属性等に応じたグルーピングによる集計・分析の結果により、全体的な姿として公表する方法に加えて、個別の施設・事業者単位でも、情報利用者のニーズの高い情報に限って公表する方法を併用することについて検討するべきである。

○ ただし、個別の施設・事業者単位での情報公表に当たっては、前述の通り、詳細な経営情報の解釈において誤解が生じないようにすることや、施設・事業者の権利利益が損なわれない範囲とすること等に留意が必要である。

Ⅲ. 2. 継続的な見える化の対象とする施設・事業者について

○ 従って、小規模な施設・事業者に対する配慮については、経営情報等の報告・届出を義務付ける対象として、データベースで収集・整理・分析するための基礎データを把握できるようにしながらも、個々の施設・事業者としての公表については、その義務付けを免除する、公表すべき内容・項目を限定する等の方向で検討することが妥当である。



公表の目的、情報利用者、公表情報に求められる要件

それぞれの公表の在り方を検討する上での**重要な前提条件**は以下の通り。

	グルーピングした集計・分析結果の公表	個別の施設・事業者単位での公表
公表の目的	<p>継続的な見える化の主たる目的は、幼児教育・保育に従事する保育士等の処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた、公定価格の改善を図ることである。</p> <p>継続的な見える化の目的に鑑みれば、行政機関において、公定価格の改善をはじめとする幼児教育・保育政策の検討に活用することに加えて、幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育・保育の現状・実態に対する、国民の正確な理解を促進することが求められており、情報利用者に誤解を与えない、分かりやすい形で情報を提示することが重要である。</p>	<p>継続的な見える化の目的に鑑みれば、施設・事業者の情報公表の充実、特に、職員配置の状況や職員給与の状況等についての情報公表を通じて、保護者による施設・事業者の選択や、保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討等を支援していくことも期待されるところ、施設・事業者の基本データ（人件費比率等の主要な経営指標を含む。）やモデル賃金等について、個別の施設・事業者単位で公表される情報は、保護者や保育士等の求職者にとって、関心の高い情報であると考えられる。</p>
主な情報利用者	行政機関、国民一般、施設・事業者	保護者や子育て家庭、保育士等の求職者
公表情報に求められる要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全体像を俯瞰できること（ミクロ＜マクロな視点）。 ✓ 複雑な加工がなされていないこと（容易な解釈）。 ✓ 重要な特性や課題感が示されること（行政機関、国民一般、施設・事業者間のコンセンサス形成）。 ✓ 施設・事業者にとって経営分析・改善等のための参考となること。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報利用者の個別の意思決定にとって関連性が高いこと（目的適合性）。 ✓ 施設・事業者の権利利益が損なわれないものであること（施設・事業者の利益保護）。 ✓ 施設・事業者の幼児教育・保育の質の向上や保育士等の勤務環境の改善等の努力が適正に表示できるものであること。

公表の全体像（案） 1/3

第2回専門家会議において整理した“集計・分析で明らかにしたい事項”、及び資料3の“公表の前提条件”を踏まえた場合、公表の全体像は以下のような整理が考えられる。

個別具体的な議論は第4回専門家会議にて実施予定

	グルーピングした集計・分析結果の公表	個別の施設・事業者単位での公表
施設・事業者の基本情報	○ 【主要な指標】 ◆ 施設類型、法人形態、地域、規模の分布（＝グルーピングの基本的な単位を明らかにする目的）	— (目的適合性：- / 施設・事業者の利益保護の必要性：-) ✓ 子ども・子育て支援法第58条に基づく教育・保育情報の報告・公表との重複する部分が大きと考えられるため、新たな制度の枠組みでの公表は行わない。
人員配置	○ 【主要な指標】 ◆ 公定価格上の配置基準に対する実際の配置人員の割合（保育士等／調理員／事務職員等の職種別に） ◆ 配置人員の構成比（勤務形態別、職種別、経験年数区分別など） ◆ 平均経験年数あるいは平均勤続年数 ◆ 資格・免許の取得状況（職種ごとの有資格者の割合など）	○ (目的適合性：高 / 施設・事業者の利益保護の必要性：低) ✓ 施設・事業者の利益保護の必要性は相対的に低いと考えられるため、グルーピングした集計・分析結果として公表する指標については、個別での公表も前向きに検討する必要がある。
職員給与	○ 【主要な指標】 ◆ 1人当たりの平均給与/年（賞与、退職給付費用を含む）（勤務形態別、職種別、勤続年数別、保有資格別など） ◆ 処遇改善等加算の取得状況（Ⅰ～Ⅲそれぞれの取得の有無など） ◆ 給与総額に占める職種間・勤務形態間等の配分割合 ◆ 人員配置に係る指標と1人当たりの平均給与の相関関係	△ (目的適合性：高 / 施設・事業者の利益保護の必要性：高) ✓ 利益保護の観点に十分に配慮し、許容できる公表の範囲と方法について慎重に検討を行う必要がある。 ✓ 特に、小規模な施設・事業者や個人で事業を運営しているものにおいて、権利利益が侵害される懸念が大きい。 ✓ 1人当たりの平均給与/年としてではなく、モデル賃金として公表する方向で検討。どのような注記を付すべきか（適用される地域区分、職員配置状況、賃金改善以外の取組状況等）も併せて検討する必要がある。

公表の全体像（案） 2/3

（前頁からの続き）

個別具体的な議論は第4回専門家会議にて実施予定

	グルーピングした集計・分析結果の公表	個別の施設・事業者単位での公表
収入・収益	<p>○</p> <p>【主要な指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 主要な収入・収益区分の割合（給付費、利用者負担額、地方単独事業による補助金・助成金、その他などの区分[※]） <p>※ 容易な解釈の観点から、過度に詳細な区分設定は避ける必要がある。</p>	<p>—</p> <p>（目的適合性：低 / 施設・事業者の利益保護の必要性：高）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 収入・収益の多寡は保護者や子育て家庭、保育士等の求職者の意思決定に直接関係しないと考えられるため、個別の公表は行わない。 ✓ ただし、適用される地域区分や地方単独事業の有無等は、施設・事業者の賃金水準の決定において重要な要素であり、モデル賃金等の公表に当たり、注記すべき情報であると考えられる。
支出・費用	<p>○</p> <p>【主要な指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 収入・収益に占める主要な支出・費用区分の割合（人件費^{※1}、人件費以外の主要な科目^{※2}、その他、収支差額などの区分^{※3}） <p>※1 採用費、派遣契約に係る委託費、研修費、退職給付引当金など、広義に人件費を捉えることが特性や課題感を示す上でより有益と考えられる。</p> <p>※2 人件費以外の主要な科目は特に施設類型や法人形態に応じて異なる。また、社会情勢によって着目すべき科目は変化していくものと考えられる。（ex.高騰による影響が顕著な給食食材費や水道光熱費、デジタル化の急速な進展に伴い増大するICT整備・運用に係る費用など）</p> <p>※3 容易な解釈の観点から、過度に詳細な区分設定は避ける必要がある。</p>	<p>△</p> <p>（目的適合性：中 / 施設・事業者の利益保護の必要性：高）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 人件費比率など特定の情報項目のみ目的適合性があると考えられる。利益保護の観点に十分に配慮し、許容できる公表の範囲と方法について慎重に検討を行う必要がある。 ✓ ただし、人件費比率の公表に当たっては、人件費に派遣職員に係る委託費や、退職給付費用などが含まれているか等についての注記が必要と考えられる。

公表の全体像（案） 3/3

（前頁からの続き）

個別具体的な議論は第4回専門家会議にて実施予定

	グルーピングした集計・分析結果の公表	個別の施設・事業者単位での公表
人的資本に関する事項 （人員配置、職員給与以外）	—	○
幼児教育・保育の質に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定量的に測定できる指標の場合は集計・分析は可能である。ただし、指標の定義や算定方法などの標準化がなされず、“比較可能性”が担保されない状況においては、それらの集計・分析結果を公表したとしても幼児教育・保育の全体像を示すことにはつながらず、むしろ誤解を生じさせる可能性が高い。 ✓ 事務負担の観点も考慮すれば、施設・事業者の“独自性”のある取組・指標・目標などを公表することの優位性が高いのではないか。 ✓ 上記に基づけば、個別の施設・事業者単位での公表を基本とするのが妥当ではないか。 	（目的適合性：高 / 施設・事業者の利益保護の必要性：低） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 施設・事業者の“独自性”のある取組・目標などを、任意に公表することとすれば、施設・事業者の利益保護の必要性は低いと考えられる。 ✓ 一方で、目的適合性の観点から、施設・事業者の“独自性”を尊重しつつも、公表する項目の大枠は設定することが必要と考えられる。

グルーピングした集計・分析結果の公表のイメージ 1/2

現時点で想定される公表のイメージ図を以下に示す。

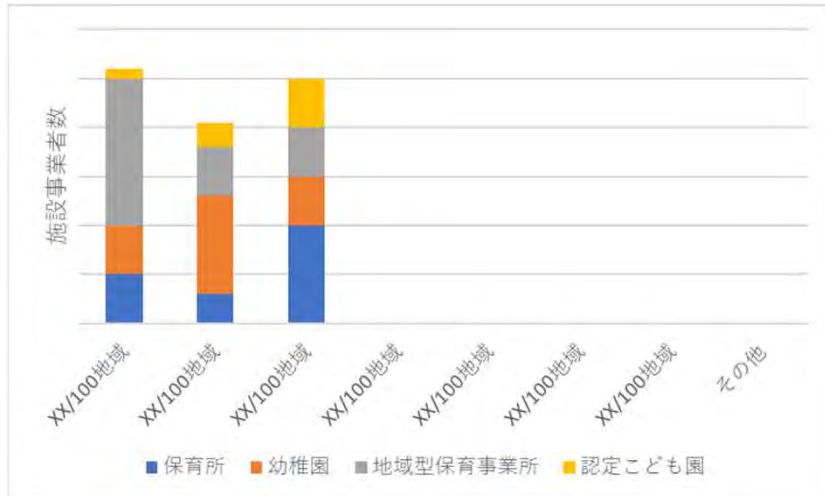
幼児教育・保育における多様性の理解のための基礎情報として重要

1. 施設・事業者の状況

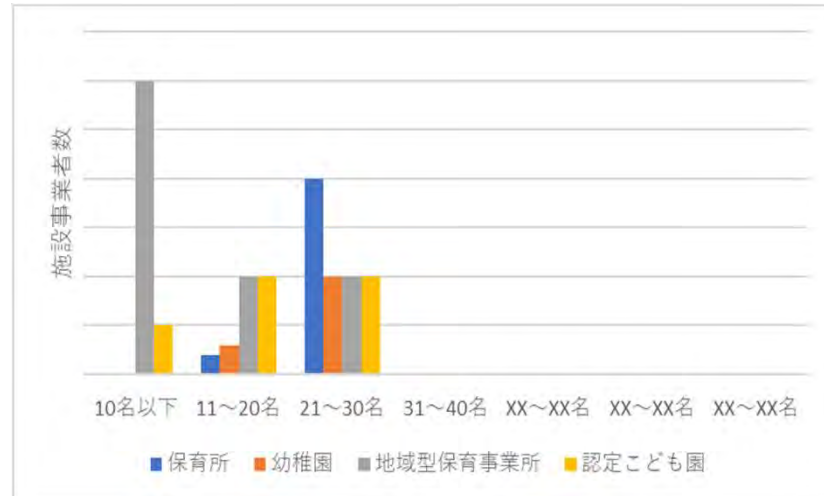
1.1. 施設類型と法人形態の分布

区分	法人形態	保育所	構成比	幼稚園	構成比	地域型保育事業所					合計	構成比	認定こども園				合計	構成比
						小規模 保育事業所	家庭的 保育事業所	居宅訪問型 保育事業所	事業所内 保育事業所	幼保連携型			幼稚園型	保育所型	地方裁量型			
公立		XXXX	XX%	XXXX	XX%	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XX%	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XX%	
私立	社会福祉法人	XXXX	XX%	XXXX	XX%	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XX%	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XX%	
	医療法人	XXXX	XX%	XXXX	XX%	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XX%	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XX%	
	公益法人・日赤	XXXX	XX%	XXXX	XX%	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XX%	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XX%	
	宗教法人	XXXX	XX%	XXXX	XX%	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XX%	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XX%	
	営利法人(会社)	XXXX	XX%	XXXX	XX%	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XX%	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XX%	
	その他	XXXX	XX%	XXXX	XX%	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XX%	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XX%	
私営 合計		XXXX	XX%	XXXX	XX%	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XX%	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XX%	
合計		XXXX	XX%	XXXX	XX%	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XX%	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XX%	

1.2. 地域区別施設・事業者数



1.3. 定員区別施設・事業者数



グルーピングした集計・分析結果の公表のイメージ 2/2

(前頁からの続き)

2. 施設・事業者の経営情報等

施設・事業者の属性選択

施設類型

法人形態

地域区分

定員規模

グルーピング単位での公表 ▶公表のポイント①参照

表示形式の選択

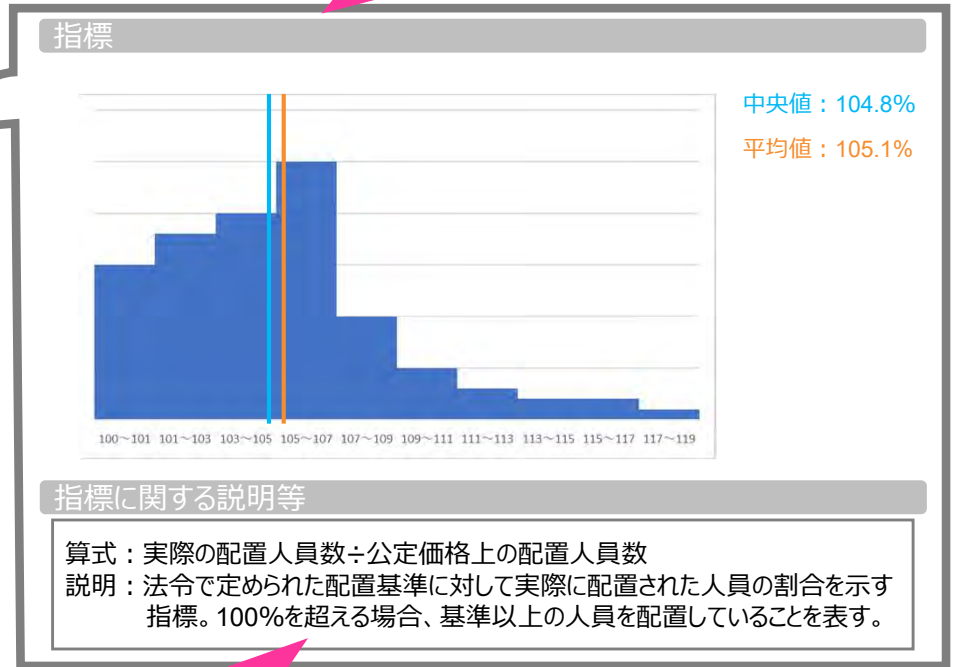
表示形式

時系列推移の公表 ▶公表のポイント③参照

指標の選択

人員配置	◆ 公定価格上の配置基準に対する実際の配置人員の割合 ↓
	全体
	保育士
	...
職員給与	◆ 配置人員の構成比
	◆ 平均勤続年数
	◆ 資格・免許の取得状況
	◆ 1人当たりの平均給与/年 (賞与、退職給付を含む)
収入・収益	◆ 処遇改善等加算の取得状況
	◆ 給与総額に占める職種間・勤務形態間等の配分割合
	◆ 人員配置に係る指標と1人当たりの平均給与の相関関係
支出・費用	◆ 主要な収入・収益区分の割合
	◆ 収入・収益に占める主要な支出・費用区分の割合

データの平均値・中央値、分散、相関の公表 ▶公表のポイント②参照

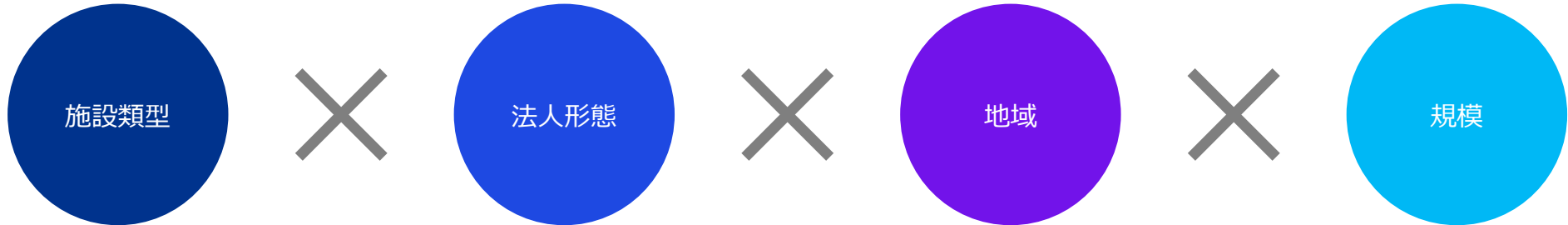


指標に関する説明等の付記 ▶公表のポイント④参照

グルーピングした集計・分析結果の公表のポイント①

－グルーピング単位での公表－

グルーピング単位での指標の公表を基本とする。



(グルーピングの例)

保育所
法律：児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等
幼稚園
法律：学校教育法等
認定こども園
法律：児童福祉法、学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等
地域型保育事業
法律：子ども・子育て支援法

(グルーピングの例)

社会福祉法人
法律：社会福祉法 所管：厚生労働省、地方自治体
学校法人
法律：私立学校法、私立学校振興助成法 所管：文部科学省、地方自治体
社団法人・財団法人
法律：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 所管：（公益法人の場合）内閣府、地方自治体
特定非営利法人
法律：特定非営利活動促進法 所管：内閣府、地方自治体
株式会社
法律：会社法、金融商品取引法 所管：（上場企業の場合）内閣府・金融庁
その他
個人、宗教法人、医療法人等

(グルーピングの例)

<ul style="list-style-type: none"> 適用される地域区分（20%～0%） 地方単独措置（都道府県単位、市町村単位）の有無
--

(グルーピングの例)

<ul style="list-style-type: none"> 施設の定員数を基準とした区分 収入金額を基準とした区分 法人の経営規模による区分（1法人1施設～全国展開する法人）



属性の異なる施設・事業者をひとまとまりとして取り扱った場合に想定される、以下の弊害を避けることができる。

- 集計・分析の過程で科目・項目の組換、集約等の煩雑な加工が必要となり、情報の適時開示にとって障害となる。
- 報告・届出がなされたデータに対して、複雑な加工を経て集計・分析結果が導出された場合、その結果は実態を表さないおそれが生じる。
- データのばらつきが大きくなり、団体の特性や課題感がつかみづらくなる。

グルーピングした集計・分析結果の公表のポイント②

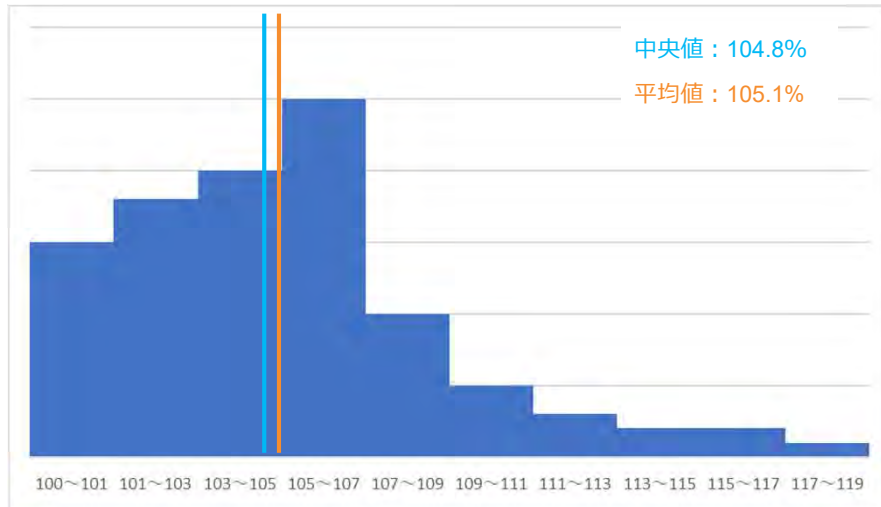
—データの平均値・中央値、分散、相関の公表—

各指標について、**平均値・中央値に加え、分散**についても明らかにする。

また、分析によって重要な複数の指標間の相関関係が明らかになったものについては、当該**相関に関する指標の公表も検討**する。

(公定価格上の配置基準に対する実際の配置人員の割合を例にした場合のイメージ)

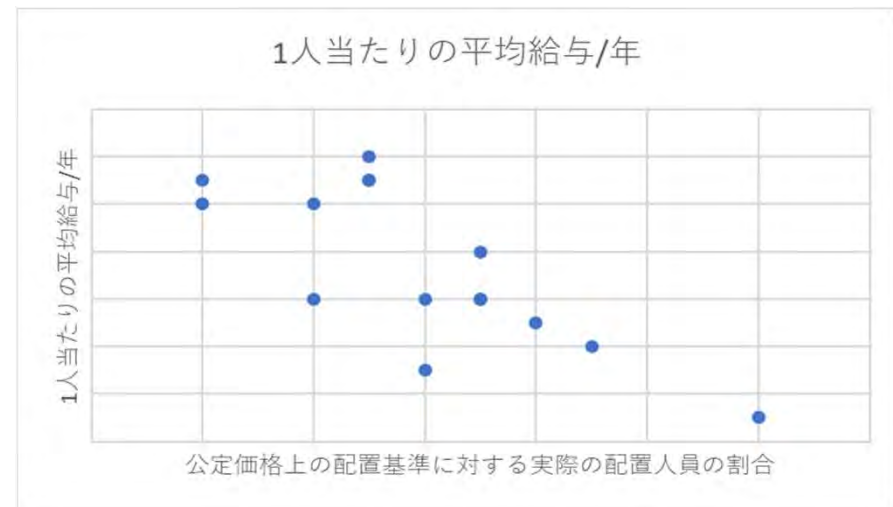
指標 (平均値・中央値、分散)



ヒストグラムを用いて、データのばらつきを可視化する

(人員配置に係る指標と1人当たりの平均給与の相関関係を例にした場合のイメージ)

指標 (相関)



分散図を用いて、複数の指標間の関係性を可視化する



情報利用者は、データを総体的、かつ視覚的にとらえることができるため、局所的で詳細な事項にとらわれることなく、全体の傾向や特性に着目することができる。

グルーピングした集計・分析結果の公表のポイント③

— 時系列推移の公表 —

施設・事業者より収集したデータについて、単年度情報に加え時系列で可視化したデータも公表する。

これまでの情報公表：経営実態調査集計結果

(一人当たりの平均給与/年を例にした場合のイメージ)



不定期での調査・公表制度であり、調査対象となるサンプルも一定ではないため、調査実施時点間での変化が読み取りづらい...

これからの情報公表：継続的な見える化の制度

(一人当たりの平均給与/年を例にした場合のイメージ)



年次でデータが蓄積され連続性のある情報となるため、データの背後にあるストーリーについて仮説が立てやすい



情報利用者は社会情勢や経営環境の変化をいち早くとらえることができるようになり、幼児教育・保育分野の課題感について共通認識を形成しやすくなる。

グルーピングした集計・分析結果の公表のポイント④

－指標に関する説明等の付記－

解釈が困難であったり、誤解を生じさせる可能性のある指標は公表しないことを前提とするが、公表される指標についても**算式、意義などの説明書きを付す**など、情報利用者の正確な理解に資するための方策を講じる。

(人件費の職種間の配分割合を例にした場合のイメージ)

指標に関する説明等

算式	特定の職種の給与額※÷施設全体の給与総額 ※給与額は報告・届出様式XXのX.の金額を集計したものであり、賞与や退職給付を含む	▶ 用語の定義について複数の解釈が存在するものについては、その定義を明示。
説明	施設全体の給与総額に占める、特定の職種の給与額の割合を示す指標。 割合が高い職種には相対的に多くの金額が配分されていることを示すが、必ずしも当該職種の給与水準が高いことを示唆するものではない（給与水準に関わらず人員構成比の高い職種についてはその配分される金額も多くなるため）。	▶ 指標の解釈において誤解が生じやすい部分については、指標の高低が示す意味について補助的な記載を付す。
データの考察	20XX年度において、もっとも配分割合が高い職種はXXXであったが、20XX年度においては▲▲▲となっている。20XX年においてXXXXXXが生じた影響から、人員構成に大きな変動があったことが要因の一つとして考えられる。	▶ 情報利用者の理解に資する観点では、簡便的な考察を付記することも検討する余地がある。



幼児教育・保育に関する制度の理解や、財務諸表に関する読解力など、専門的な知見を要せず公表情報が容易に理解できるような仕組みとすることで、情報利用者の裾野が広がり、新たな制度の実効性が担保されるものと考えられる。

継続的な見える化における公立施設等の取り扱いの方向性 1/2

- 経営実態調査において公立施設等に対し報告・届出が求められている項目・様式は、以下のとおりである。
- 公立施設等の様式には「職員配置」や「収入・収益」に係る項目がなく、「職員給与」については、個人ごとの記入ではなく、職種ごとの合計値又は平均値を記入する様式となっている。
- 公立施設等における通常の事務で作成・整備されている経営情報等のデータは私立施設と比較し非常に限定的であることが推察される。

経営実態調査における調査項目（公立）

1. 施設・事業所の状況等 （施設・事業所全体の概要）

- (1) 開設年月
- (2) 設置主体【幼稚園、認定こども園】
経営主体【保育所、地域型保育事業所】
- (3) 利用定員、在籍・入所児童数、実利用・延べ利用人数（認定区分・年齢ごと）
- (4) その他（給食、清掃・洗濯、小学校接続、子育て支援、療育支援等の実施状況）

2. 職員給与

常勤/非常勤別、職種別に、常勤換算職員数（調査対象事業のみ）、職員数（調査対象事業以外も含む）、平均勤続年数、給与（基本給＋手当）、賞与・一時金

- 1 園長（施設長、管理者）
- 2 副園長
- 3 教頭
- 4 主幹保育教諭（主幹教諭、主任保育士）
- 5 指導保育教諭（指導教諭）
- 6 保育教諭（教諭、保育士）等
- 7 調理員
- 8 栄養教諭・栄養士
- 9 看護師・准看護師
- 10 事務職員
- 11 教育・保育補助者
- 12 その他

継続的な見える化における公立施設等の取り扱いの方向性 2/2

(前頁からの続き)

経営実態調査における調査項目（公立）

3. 支出の状況

- 支出の科目区分については、**2種類の様式**が設けられている。
- 基本的に、**施設類型に応じて**使用する様式が異なる。
- いずれも人件費を中心に**簡略化された科目構成**となっている。

様式1 公立幼稚園・公立認定こども園

科 目	
1	人件費
2	その他
	うち、光熱水費
	うち、教材費
3	合計

様式2 公立保育所・公立地域型保育事業所

科 目	
1	人件費
2	事業費
3	管理費
4	合計

基本的な方向性

公立施設等については、その性格を踏まえ、収入・支出の状況、職員給与の状況（個々の職員の詳細な状況）等についての報告は求めないこととするが、「個別の施設・事業者単位での公表」を行う上で必要な情報の報告を求めることとする。

- 新たな制度での報告において、公立施設等に、経営実態調査の調査項目よりもさらに詳細な情報項目や処遇改善等加算の実績報告書に相当する情報を求めた場合、通常の事務では作成・整備されないデータを求めることとなり、多大な業務負担となる可能性が高い。
- また、私立施設のデータと公立施設のデータを同じ目線で集計したり分析を行うことは、属性の異なる私立施設間で集計・分析を行うことと同様、幼児教育・保育の実態・現状を適切にとらえることにはつながらず、その必要性も乏しいと考えられる。
- 他方で、モデル賃金等をはじめとする「個別の施設・事業者単位で公表される情報」は、保護者や子育て家庭、保育士等の求職者にとっては関心の高い情報であると考えられるため、公立施設等についても公表できるよう必要な情報の報告を求めることとする。